

プロップトレーダー養成講座 利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、当社及び共同事業者が提供するサービスの提供およびセミナーの受講（以下「サービス提供等」といいます。）に関する条件並びに当社及び共同事業者と受講者の皆様との間の権利義務関係が定められています。

サービス提供等を受けるに際しては、本規約全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1条（適用）

- 1 本規約は、サービス提供等に関する当社及び共同事業者と受講者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、受講者と当社及び共同事業者との間のサービス提供等に関わる一切の関係に適用されます。
- 2 本規約の内容と、本規約外におけるセミナーの説明等とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

- 1 「当社」とは、株式会社コンサルタントラボラトリーを意味します。
- 2 「共同事業者」とは、当社と共同でサービス提供等を行う個人又は法人を意味します。なお、共同事業者は、サービスごとに、その有無及び当事者は異なる場合があり、その内容については、サービスのご案内ページに記載されるものとします。
- 3 「申込者」とは、当社及び共同事業者の提供するサービス提供等を希望し、その受講を申し込みする者を意味します。
- 4 「受講生」とは、当社及び共同事業者の提供するサービス提供等を申し込み、当社及び共同事業者の承諾を得た者を意味します。
- 5 「本セミナー」とは、当社及び共同事業者の提供するサービスのうち、申込者が申し込み若しくは受講生が受講する特定のサービスを意味します。
- 6 「ご案内ページ」とは、本サービスの内容、料金等が記載されたページを意味します。
- 7 「申込ページ」とは、申込者が本サービスへの申し込みをするための手続きを行うページを意味します。

第3条（契約の成立）

申込者が、申込ページから、本サービスの受講を申し込み、当社が、申込者の申し込みを承諾した時をもって、当社と申込者との間に本サービス受講に関する契約が成立するものとします。

第4条（代金の支払い）

- 1 受講生は、申込ページ記載の受講料を、同記載の方法により支払うものとします。なお、振込手数料は、受講生の負担とします。
- 2 受講生は、受講期間満了後に継続会員に自動で移行し月額費用を支払

うものとしますが、継続会員については所定の手続きによりいつでも解約ができるものとします。

第5条（禁止行為）

- 1 受講生は、次の各号に掲げる行為（以下、「禁止行為」といいます。）を行ってはならないものとします。
 - 一 講義の進行を妨げる行為
 - 二 講座内で提供する動画・資料の無断転載
 - 三 講義の内容を撮影（録音を含む。）する行為
 - 四 ネットワークビジネス、宗教などに他の受講者を勧誘する行為
 - 五 他の受講生のセミナー受講を妨げるような迷惑行為
 - 六 その他、前各号に準じる行為
- 2 当社及び共同事業者は、受講生が次の各号に該当する場合、申込者による各講義の受講を拒否し、又は各講義からの退席を求めることができるものとします。
 - 一 前条の受講料全額を支払っていない場合
 - 二 禁止行為をした場合、又は禁止行為をする恐れがあると当社が判断した場合

第6条（契約解除）

- 1 当社及び共同事業者は、受講生が本契約に違反した場合、本契約を解除することができるものとします。
- 2 当社及び共同事業者が、前項に基づく解除をした場合、本サービスの提供の度合いにかかわらず、受講生は、当社及び共同事業者に対して、既に支払っていた受講料の返金を一切求めることができないものとします。
- 3 当社及び共同事業者が、第1項に基づく解除をした場合において、受講生が既に支払っていた受講料が、本サービスの受講料全額に満たない場合には、受講生は、残金についての期限の利益を失い、当該残金について一括で支払うものとします。

第6条の2（中途解約）

- 1 受講生は、当社及び共同事業者に対し、本契約の締結時から、当社が申込者の本サービスメンバーサイト視聴登録を完了する前まで本契約の解約を申し入れができるものとします。
- 2 受講生は、本サービスの受講開始前において、前項の解約申し入れを行った場合、当社及び共同事業者に対し、事務手数料（30,000円）、及び決済システム利用手数料を当社の指定する方法により支払うものとします。
- 3 受講生は、本サービスの受講開始後において、第1項の解約申し入れを行った場合、当社及び共同事業者に対し、前項の費用及び本サービスの提供の進捗に応じた受講料を当社の指定する方法により支払うものとします。

第6条の3（月額会員移行後の中途解約）

- 1 本サービスが定額課金制である場合には、ユーザーは、当社及び共同事

- 業者に対し、いつでも契約の解約を申し入れができるものとします
- 2 前項の解約申し入れが、当社に到達してからご案内ページ記載の期間が経過した時に、本契約は終了するものとします。
 - 3 ユーザーは、第1項に基づく解約申し入れをした場合、前条の定めに準じ、既発生の利用料金全額を支払う義務を負うほか、支払い済みの利用料金について返金を求めることができないものとします。

第7条（返金）

- 1 受講生は、前条の場合を除き、本サービスの全部又は一部の提供を受けなかつたとしても、当社及び共同事業者に対し、受講料全額を支払わなければならぬものとします。
- 2 受講生は、本契約の解除（前条の場合を除く）があった場合、当社及び共同事業者の責めに帰すべき事情による解除があった場合を除き、支払済みの受講料について、返金を求めることができないものとします。
- 3 前項の場合において、当社及び共同事業者は、受講料について受講生の未払いがある場合、当該未払いの受講料について、一括で請求することができるものとします。

第8条（免責事項）

- 1 当社及び共同事業者は、受講生間に生じた個人的なトラブル等の本サービスの提供と直接関連しない事情によって生じた損害については、一切責任を負わないものとします。
- 2 受講生は、本サービス内のセミナー受講に際し、所持している貴重品等の管理は自己の責任において行うものとし、当該貴重品の紛失及び盗難等によって生じた損害についても、当社及び共同事業者は、一切責任を負わないものとします。

第9条（容認事項）

- 1 受講生は、次の各号に掲げる事項（以下「容認事項」といいます。）を容認するものとし、容認事項に関しては一切の異議を述べることができないものとします。
 - 一 事務処理上の都合等により、当社及び共同事業者から受講生に対して連絡をする場合があること
 - 二 やむを得ない事情がある場合、予め通知することにより、講義の日程及び講師等を変更することができること
 - 三 当社及び共同事業者は、本サービスの内容を撮影する場合があり、撮影された画像又は映像については、各種広告、教材その他の目的のために利用する場合があること
- 2 容認事項に関する受講生に損害・損失が生じた場合であっても、当社及び共同事業者は、受講生に対し、損害の賠償その他的一切の責任を負わないものとします。

第10条（確認事項）

受講生は、本サービスの内容に関し、次の各号に掲げる事項（以下「確認事項」といいます。）を確認するものとし、受講生は、本サービスの申し込みをする時点において、確認事項を認識していたとみなされるものとします。

- 一 本サービスは、投資による利益の獲得を約束するものではなく、投資には資産減少のリスクがあること
- 二 本サービスの内容は、受講生全体のレベルに合わせて当社及び共同事業者が決定するものであるため、受講生の期待した内容とは異なる場合があること
- 三 当社及び共同事業者によるサービスの内容は、金融商品取引法その他の法令による規制の範囲内のものに限られること
- 四 当社及び共同事業者は、サービスの内容について、完全性、正確性、確実性、有用性等、一定の結果を保証するものではないこと

第11条（個人情報の取り扱い）

- 1 当社及び共同事業者は、受講生から提供された個人情報について本サービスの提供、製品の発送、決済、新商品に関するお知らせ、新商品の開発、マーケティング活動その他これらに関連する目的のために利用することができるものとします。
- 2 当社及び共同事業者は、法令に基づく場合を除き、受講生の同意を得ない限り、受講生の個人情報を第三者に提供することができません。
- 3 受講生は、当社及び共同事業者に対し、当社及び共同事業者が保有する受講生の個人データの開示を求めることができるものとし、開示された個人データに誤りが存在した場合には、当社及び共同事業者に対し、訂正、利用停止、消去などの措置を求めるができるものとします。

第12条（反社会的勢力の排除）

- 1 受講生は、当社及び共同事業者に対し、次の各号の事項を確約するものとします。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずるもの又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと
 - (2) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずるものをおいいます。）が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用して、この契約を締結するものでないこと
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 当社及び共同事業者は、受講生が次のいずれかに該当した場合には、受

講生に対し何らの催告を要せずして、この契約を解除することができるものとします。

- (1) 前項(1)又は(2)の確約に反する事実が判明した場合
- (2) 前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
- (3) 前項(4)の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、受講生は当社及び共同事業者に対して、当社及び共同事業者が被った損害を賠償するものとします。

4 第2項の規定によりこの契約が解除された場合には、受講生は、解除により生じる損害について、当社及び共同事業者に対し一切の請求を行えないものとします。

第13条（本規約の変更）

当社及び共同事業者は、当社及び共同事業者が必要と認めた場合は、本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、変更後の本規約の施行時期及び内容を当社ウェブサイト上の掲示その他適切な方法により周知します。

第14条（誠実協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、受講生並びに当社及び共同事業者は、本契約の趣旨に従って誠実に協議を実施し、これを解決することに努めるものとします。

第15条（譲渡禁止）

受講生並びに当社及び共同事業者は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位を他に譲渡し、若しくは承継し、又は本契約に基づく権利義務を他に譲渡し、承継し、若しくは担保に供してはならない。

第16条（準拠法及び管轄裁判所）

- 1 本規約及び本契約の準拠法は日本法とします。
- 2 本契約に関する一切の紛争については、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2021年7月1日制定